

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 教育総務課

許認可等の内容		特別支援教育就学奨励費の支給の決定
根拠法令等及び条項		栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則第3条、第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年 1月29日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則抜粋</p> <p>(支給の対象者)</p> <p>第3条 就学奨励費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、栃木市立小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者のうち、特別支援学級に在籍する児童生徒又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者とする。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 他の自治体から就学奨励費と同種の給付を受けている者</p> <p>(2) 栃木市就学援助費交付規則(平成27年栃木市教育委員会規則第8号)に規定する就学援助費の給付を受けている者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、栃木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学の承諾を受けている者の保護者について、就学先の市町村と協議の上、これを支給対象者とすることができる。</p> <p>(支給対象者の区分)</p> <p>第5条 支給対象者の区分は、その経済的な負担能力の程度に応じて、次の各号に掲げる区分とし、当該各号に掲げる支給費目を支給する。</p> <p>(1) 保護者の収入額が必要額の1.5倍未満の者 前条各号に掲げる支給費目</p> <p>(2) 保護者の収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の者 前条第1号から第7号まで及び第9号に掲げる支給費目</p> <p>(3) 保護者の収入額が必要額の2.5倍以上の者 通学費</p>	